

梅ちゃん先生の 法律相談

第12回

「社会保険に
加入しないと
現場に入れない？」

公益社団法人日本照明家協会監事 梅本寛人 (弁護士)

1 国土交通省の取り組み

国土交通省は、平成24年7月から「みんなで取り組む建設業の保険加入」と題し、建設業界における社会保険未加入問題への対策を強化しています。建設業界においては、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険等のいわゆる「社会保険」につき、法定福利費（社会保険料の事業主負担分）を適正に負担しない保険未加入企業が存在し、労働者の医療や年金などの公的保障が確保されず、若年入職者減少の一因となっているほか、法令を遵守して適正に法定福利費を負担する事業者ほど競争上不利になるという矛盾した状況が生じていました。こうした状況を改めるため、行政、発注者、元請・下請企業、建設労働者等が一体となって、社会保険未加入問題への対策が進められています。そして、国土交通省は、平成29年度には建設業許可業者の100%が社会保険に加入し、又、保険未加入者を建築工事現

場から排除するという方向性を打ち出しておりました。

以上の建設業界における取り組みは、**照明業界にも少なからず影響**を与えており、**保険未加入者は照明の現場に入ることができない、未加入企業は仕事を受注できない**といった事態が発生しつつあります。

ということで、今回は、照明業界にも大きく関係している建設業界における「社会保険未加入問題」とこれへの対策についてお書きしたいと思います。

2 「社会保険」とは？

「社会保険」という言葉は、普段皆様もよく聞かれる言葉かと思いますが、具体的にはどのような保険のことでしょうか？そもそも、社会保険とは国民の生活を保障するために設けられた公的な保険制度のことで、民間企業が運営する保険（生命保険・損害保険等）と異なり、一定の条件を満たす国民は社会保険に

加入して保険料を負担する義務があります。そして、一般に社会保険という場合、会社勤めの人が入る健康保険や厚生年金を思い浮かべる人が多いと思いますが、**厳密には社会保険とはもっと幅広い保険制度のことを指します。**

まず狭い意味では、社会保険とは「医療保険」「年金保険」「介護保険」の3種を指し、広い意味ではこれらに加えて「雇用保険」と「労災保険」を指します。

以上のうち、「医療保険」は、会社勤めの人が入る「健康保険」、自営業、無職の方等が入る「国民健康保険」があり（因みに、私は個人事業主として「東京都弁護士国民健康保険組合」の国民健康保険に加入しております。また、照明家の場合、東京では「東京芸能人国民健康保険組合」の国民健康保険に加入しておられる方もいらっしゃるかと思います）、「年金保険」には「厚生年金」と「国民年金」があります。また、「雇用保険」と「労災保険」の2つを併せて「労働保険」ということもあります。

以上のような「社会保険」について、国民は、**いずれかの保険に必ず入らなければなりません（国民皆保険制度）**。そして、どれに入るかについては、会社勤めかそうではないか、又、勤務先の形態等によって、左図のように分かります。（図表『社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン』における「適切な保険」について：国土交通省資料）

3 社会保険未加入対策の概要

国土交通省が平成24年以降策定

| 所属する事業所 事業所の 形態 | 常用労働者 の数 | 就労形態 | 労働保険 | | 社会保険 | |
|-----------------------|-------------|----------|--------|--------------------------------------------------|------------------|----------------------------------------------------|
| | | | 雇用保険 | 健康保険 (いずれか加入) | 医療保険 (いずれか加入) | 年金保険 |
| 法人 | 1人～ | 常用労働者 | 雇用保険※3 | 協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※1 | 厚生年金 | 3保険 |
| | - | 役員等 | - | 協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※1 | 厚生年金 | |
| 個人事業主 | 5人～ | 常用労働者 | 雇用保険※3 | 協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※1 | 厚生年金 | 3保険 |
| | 1人～4人 | 常用労働者 | 雇用保険※3 | 国民健康保険 ・国民健康保険組合(建設国保等) | 国民年金 | 雇用保険 (医療保険と年金保険については個人で加入) |
| - | - | 事業主、一人親方 | - | 国民健康保険 ・国民健康保険組合(建設国保等) | 国民年金 | 医療保険と年金保険については個人で加入(但し、一人親方は請負としての働き方をしている場合に限る)※2 |

※1 年金事務所健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険組合に加入する。

※3 週所定労働時間が20時間以上の要件に該当する場合は常用であるかを問わない。

□ : 事業主に従業員を加入させる義務があるもの

■ : 個人で加入

※2 詳しくは、一人親方「社会保険加入にあたっての判断事例集」参照。

している社会保険未加入対策の概要は以下のとおりです。

① 行政・元請・下請一体となった保険加入の推進

実施後5年(平成29年度)を
目途に、企業単位では(建設業)
許可業者の加入率100%、労働
者単位では製造業相当の加入状
況を目指す

② 行政によるチェック・指導

- (1) 経営事項審査における減点幅の拡大
- (2) 許可更新時等の確認・指導
・(建設業)許可更新や立入
検査時に保険加入状況を
確認・指導するなど

③ 公共工事における対策の実施

④ 社会保険加入に係る建設企業
の取組指針の制定・浸透

→「下請指導ガイドライン」の制定

- ・元請企業は、施工体制台
帳、再下請通知書、作業員
名簿等により下請企業や作
業員の保険加入状況を確認・指導

- ・遅くとも平成29年度以降
は、(1)未加入企業を下請企
業に選定しない、(2)適切な
保険に未加入の作業員は特
段の理由が無い限り現場入
場を認めないとの取扱いと
すべき

⑤ 法定福利費の確保

- (1) 直轄工事の予定価格への反映
・(社会保険料の)事業主負
担分及び本人負担分につ
いて、必要な法定福利費を
予定価格に反映
- (2) 法定福利費を内訳明示した見
積書の活用

⑥ 相談体制の充実

- ・各都道府県単位での相談窓
口の設置や個別相談会の開
催等、全国社会保険労務士
会連合会との連携を強化

以上の各対策のうち、皆様の関心
が高いのは、「下請指導ガイドライ
ン」における「適切な保険に未加入
の作業員は特段の理由が無い限り
現場入場を認めないとの取扱いと
すべき」との部分かと思えます。

まず「適切な保険」とは何か?と
いう点です。先ほどの図で示したと

おり、作業員の雇用形態や事業所規
模により加入すべき保険は異なりま
す。そして、それに対応した保険に
加入している状態が「適切な保険」
に加入している状態ということだ
す。この点、誤解があってはいいけ
ませんが「下請指導ガイドライン」は、
法令上加入義務のある保険への加
入を求めているものであり、加入義
務のない保険に加入することまで
求めているものではありません。例
えば、従業員が4人以下の小規模な
個人事業所等においては、健康保険
や厚生年金保険への加入義務はな
く、その従業員が協会けんぽ等の健
康保険や厚生年金保険に加入しな
ければならないわけではありません。
そして、健康保険及び厚生年金
保険に加入義務のない事業所の従
業員は、個人で国民健康保険及び
国民年金に加入することとなります
(国土交通省「社会保険の加入に関
する下請指導ガイドライン」におけ
る現場入場の取扱いについて・一
問一答)。なお、上記例の事業所の
場合、雇用保険には加入する必要が
あります(雇用保険は雇用する労働
者が1人以上以上れば加入しなけれ
ばなりません)。

では、元請企業は、法令上健康保
険や厚生年金保険の加入義務がな
い事業所の作業員を現場に入場さ
せてよいのでしょうか?答えはYES
ですが、その場合、元請企業は、当
該作業員に個人で国民健康保険や
国民年金に加入するよう適切に指
導することが望ましいとされていま
す(前掲国土交通省「一問一答」)。

次に「特段の理由が無い限り」の
意味ですが、以下のような場合とさ
れています(「下請指導ガイドライン」)。

- ① 当該作業員が現場入場時点
で60歳以上であり、厚生年
金保険に未加入の場合
- ② 例えば伝統建築の修繕など、
当該未加入の作業員が工事
の施工に必要な特殊の技能
を有しており、その入場を認
めなければ工事の施工が困
難となる場合
- ③ 当該作業員について社会保
険への加入手続き中であるな
ど今後確実に加入することが
見込まれる場合

他方、上記のとおり、入るべき保
険は、雇用形態によって異なり、端
的にいうと、「労働者」(「雇用」)
として働いているのか、「事業主」(「請
負」)として働いているのかにより
入る保険は異なります。例えば「ア
ルバイト」の場合は「労働者」です
が「フリー」で働く場合は「個人事
業主」です。もっともこの区別は時
に微妙であり、国土交通省は、「雇
用」なのか「請負」なのかを明確に
するよう、元請企業と下請企業に以
下の事項を要請しています。

- ① 元請企業は、作業員名簿に記載
された作業員が、雇用されてい
る労働者か、企業と請負関係
にある者か疑義がある場合は、
作成した下請企業に確認を求め
るなど、適切な保険に加入して
いることを確認すること
- ② 下請企業は、労働者である社
員と請負関係にある者を明確
に区分したうえで、労働者であ
る社員については保険加入を
適切に行うとともに、請負関係
にある者については、再下請負
通知書を適切に作成すること

また、さらに複雑なのが、名称は「請
負」つまり「事業主」であっても(いわ
ゆる「一人親方」の場合。照明業界で
は「フリー」の方でしょうか)、実態は「雇
用」に近い働き方をしている場合です。
この点は、以前の「梅ちゃん先生の法
律相談・第5回」において「労働者」
の意味について説明しましたが、名称
に関わらず実態として「雇用」と認定
できる場合は、使用している企業にお
いて「労働者」が入るべき保険に加入
させなければなりません(この点、国
土交通省は「請負」なのか「雇用」な
のかについての判断のためのチェック
シート(国土交通省資料「みんなで進
める一人親方の保険加入」)を公表し
ておりますので、参考にしてください)。

以上要するに、現場において働い
ておられる方が、法令上加入義務の
ある社会保険に適切に加入する必要
があり、それが確認できない場合は、
仕事の現場に入ることができないとい
うことが建設業界においては始まって
おり、照明業界においてもその実現
が求められつつあります。今後十分な
対策が必要といえるでしょう。